別記様式

（表面）

第　　号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 26 条第２項の規定による立入検査等をする職員の身分証明書

←３センチメートル→

↑4センチメートル↓

写真

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者名　　印

（裏面）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（抄）

（立入検査等）

第 26 条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生資源管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要な限度において試料を無償で収去させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第 28 条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第６条第１項若しくは第９条第１項の許可、第 10 条の規定による許可の取消し、第９条第２項、第 11 条第２項若しくは第 14 条第２項の規定による届出の受理、第 15 条、第 21 条第２項若しくは第 23 条第２項の規定による勧告、第 22 条第１項若しくは第 24 条第１項の規定による報告の受理、第 25 条の規定による報告の徴収又は第 26 条第１項の規定による立入検査、質問若しくは収去に関する事項については、これらの事項に係る特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

三・四　（略）

２　（略）

第 33 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第 26 条第１項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

２　発行者名は主務大臣とする。